

令和 4 年 4 月 26 日

# 令和 4 年登米市議会定例会 4 月特別議会 議案

登米市議会

議員 番



# 議 案 目 次

| 議案番号      | 議 案 名                                                    | 頁  |
|-----------|----------------------------------------------------------|----|
| 報 告 第 2 号 | 登米市東日本大震災による災害被災者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について | 5  |
| 報 告 第 3 号 | 登米市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について | 7  |
| 議案第 45 号  | 令和 4 年度登米市一般会計補正予算（第 2 号）                                | 別冊 |
| 議案第 46 号  | 令和 4 年度登米市水道事業会計補正予算（第 2 号）                              | 別冊 |
| 議案第 47 号  | 令和 4 年度登米市下水道事業会計補正予算（第 1 号）                             | 別冊 |
| 議案第 48 号  | 令和 4 年度登米市病院事業会計補正予算（第 2 号）                              | 別冊 |



## 報告第2号

登米市東日本大震災による災害被災者に対する市税の減免  
に関する条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告  
について

令和4年3月31日、登米市東日本大震災による災害被災者に対する市税の減免に  
関する条例（平成23年登米市条例第19号）の一部を改正する条例について、別紙のと  
おり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定に  
より報告する。

令和4年4月26日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

## 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、登米市東日本大震災による災害被災者に対する市税の減免に関する条例（平成23年登米市条例第19号）の一部改正について、次のとおり専決処分する。

令和4年3月31日

登米市長 熊 谷 盛 廣

登米市東日本大震災による災害被災者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正する条例

登米市東日本大震災による災害被災者に対する市税の減免に関する条例（平成23年登米市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第1条中「令和3年度分」を「令和4年度分」に改める。

第4条第2項中「令和3年度」を「令和4年度」に、「令和4年3月末日」を「令和5年3月末日」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

## 報告第3号

登米市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除等  
に関する条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告  
について

令和4年3月31日、登米市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除等に関する条例（平成28年登米市条例第26号）の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により報告する。

令和4年4月26日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

## 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、登米市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除等に関する条例（平成28年登米市条例第26号）の一部改正について、次のとおり専決処分する。

令和4年3月31日

登米市長 熊 谷 盛 廣

登米市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例

登米市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除等に関する条例（平成28年登米市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「令和4年3月31日」を「令和6年3月31日」に、「2年」を「3年」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の登米市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除等に関する条例第2条第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新設され、又は増設される設備について適用し、施行日前に新設され、又は増設された設備については、なお従前の例による。